

## 議案第5号関連資料

### 明石市奨学金条例の廃止について

#### 1 目 的

本市ではこれまで、高等学校等に在学し、経済的理由により修学困難な者に対して、学資（国公立：1万円、私立：2万円）を無利子にて貸与してきました。

このような中、国の制度改正により、平成26年度から「就学支援金制度」がはじまり、令和2年度から私立の高等学校等も実質無償化された結果、新規貸与者数は、ピーク時の85件（平成15年度）から1件（令和2年度）まで減少しています。

また今年度から、本市では中学生を対象に、高等学校への入学準備金及び高等学校在学時の支援金を奨学金として支給するとともに、入試に向けた学習支援等を行う「あかしこども夢応援プロジェクト事業」を新たに開始しました。

さらに、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会が実施する貸与型奨学金制度については、対象者は本市制度とほとんど同じで、貸与額は本市制度を上回っています。

以上のことから、本市の貸与型奨学金制度がなくとも、大きな不利益は生じないと考えられるため、一定の役割を終えたものと判断し、当条例を廃止しようとするものです。

#### 2 概 要

明石市奨学金条例を廃止します。

ただし、当条例廃止前に奨学金の決定を受けている者については、廃止前の条例はなお効力を有することとします。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 その他（参考）

現在、高校生に対する経済的支援策は、以下のとおりとなっています。

##### (1) あかしこども夢応援プロジェクト（高校進学支援）

事業主体：明石市

##### ①給付型奨学金（他の制度と併用可）

ア) 入学準備金（入学金、制服代、教科書代など）

給付額：上限300,000円

給付予定人数：110名（令和2年度）・100名（令和3年度）

給付時期・方法：入学時納付金の納入期限まで一括支給

イ) 在学時支援金（クラブ活動費、学用品費、通学費など）

給付額：月額10,000円（年額120,000円）、原則3年間

給付予定人数：110名（令和3年度）

給付時期・方法：高等学校進学後、毎月支給

②学習生活サポート

ア) 学習支援

支援内容：学習支援（訪問支援も可）・相談支援（進路や学習・生活面の相談）

支援時期：高校受験前の5か月間（11月～3月）週2回、1回2時間程度

実施方法：NPOへの委託

イ) 学校生活支援（令和3年度～）

支援内容：生徒一人ひとりと学習や学校生活、日常生活などすべての面で関わりを持つ相談役（チューター）を配置し、高校生活における継続的な支援を行う。

実施方法：NPOへの委託

(2) 高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）

事業主体：文部科学省

- ① 国公立を問わず、年収910万円程度未満の世帯（4人世帯）に対し、年間118,800円を支給
- ② 私立高校生のいる年収590万円未満の世帯には、年間277,200円を加算

(3) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

事業主体：兵庫県

	支給額（年額）	
	国公立	私立
生活保護世帯【全日制・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯（第1子）【全日制等】	84,000円	103,500円
非課税世帯（第2子）【全日制等】 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円

(4) 高等学校奨学資金貸与事業（奨学資金貸与）

事業主体：公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会

① 奨学資金

国公立（自宅通学） 月額18,000円      私立（自宅通学） 月額30,000円  
 （自宅外通学） 月額23,000円      （自宅外通学） 月額35,000円

② 通学交通費

1か月あたりの通学定期券の額に応じ、月額5,000円～45,000円

【明石市在住者の貸付人数（令和2年度）】

国公立高校		私立高校		合計	
人数(名)	うち新規	人数(名)	うち新規	人数(名)	うち新規
53	11	104	28	157	39

※参考 本市奨学金（貸与型）の貸付人数（令和2年度）

国公立高校		私立高校		合計	
人数(名)	うち新規	人数(名)	うち新規	人数(名)	うち新規
7	1	6	0	13	1

（新規貸付）

平成30年度：5名  
 令和元年度：8名  
 令和2年度：1名